

(1) 検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類
(規則第 30 条第 2 項第 5 号イ)

① 植物医科学研究センターの検査業務の概要

【検査区分（精密検査）】

検査対象有害動植物	検査方法	主な検査品目
細菌類	選択培地等を使用した微生物学的手法※ 1	野菜等の種子に限る
	遺伝子診断（PCR 法等）※ 2	
	塩基配列解析※ 3	
ウイルス・ウイロイド類	遺伝子診断（PCR 法等）※ 2	野菜等の種子に限る
	塩基配列解析※ 3	

※ 1 バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用した方法を含む。

※ 2 PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断方法をいう。

※ 3 塩基配列解析（シーケンス）とは、病原体の DNA や RNA を増幅し、その塩基配列を直接決定することにより、同定などを行う診断方法をいう。